

酒税事務の広域運営体制の変更について

関東信越国税局では、税務署における酒税事務の効率的な事務運営を図る観点から、中心署による広域運営を行っておりますが、茨城県においては、令和3年7月12日（月）以降、以下の体制で実施します。

酒税事務の広域運営実施署（変更前）		
（中心署）	（主な事務）	（対象署）
水戸署	免許事務	茨城県下署
	調査・検査	



酒税事務の広域運営実施署（変更後）		
（中心署）	（主な事務）	（対象署）
水戸署	免許事務	日立署、太田署、潮来署
	調査・検査	茨城県下署
土浦署	免許事務	古河署、下館署、竜ヶ崎署

留意事項

- 酒税担当職員の配置
対象署には、酒税担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の酒税担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
 - 窓口における相談等
原則として電話により対応を行いますが、窓口における酒税事務に関する相談等には、事前予約を受け付けた上で、中心署の酒税担当職員が対応します。
- ※ 一般相談・個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。